

「ちばの木の家づくり推奨店」の認定について

ちばの木認証センター（事務局：（一社）千葉県木材振興協会）では、サンプスギを中心とする県産材の需要拡大を図るため、「ちばの木の家づくり推奨店」を認定しています。

「ちばの木の家」とは、木造住宅の使用木材の50%以上を県産材で占める建物をいいます。

推奨店の認定を受けようとする人は、

- (1) 木造住宅の設計や施工に関し総合的な知識や経験を有し、相談者からの問い合わせ等に応じられる木材業者・製材業者・建築施工業者・大工工務店・建築士・建築施工管理技士さんなどです。
- (2) サンプスギを中心とする県産材の需要拡大を図るという趣旨に賛同する方
- (3) 木材業者・製材業者等にあつては「ちばの木認証要領」の規定による「ちばの木取扱事業者」の認定を受けている方です。

* 「ちばの木取扱事業者」の認定を受けるためには

千葉県木材業者登録をしている方の場合、認定手数料5,000円

（有効期間は、認定した年度から2年後の3月末日まで）と年間維持費

6,000円の合計11,000円が必要です。

木材登録をしなくても認定が受けられますが、その場合、認定手数料が6倍維持費が4倍高くなります。なお、千葉県木材業者登録を受けるためには、地区の木材組合に相談して下さい。

推奨店の認定を受けたい方は、ちばの木の家づくり推奨店認定申請書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、認証センターに提出してください。

認証センターは、審査委員会に諮り認定証を交付いたします。

（認定証の有効期限は、認定した年度から2年後の年度の3月末日までです。）

認定を受けた後のメリットとして、「ちばの木づかい」CO2固定量認証制度に基づく申請をする資格を有するとともに、木材振興協会と県森林課のホームページにちばの木の家づくり推奨店認定者の名前を掲載するとともに、ちばの木認証センターが管理する「ちばの木等の家づくり情報ギャラリー」（アドレス：<http://www.chibanoki.com/>）というホームページに個々の推奨店の家づくりに対する詳細な情報を掲載することができます。

お問合せは（一社）千葉県木材振興協会（ちばの木認証センター）

TEL：0475-53-2611 FAX:0475-53-2000

専務理事 石井まで